### 福井県における降雪時の避難経路の確保



- ▶ 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、道路雪対策基本計画を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- ▶ 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を 最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の 除雪を実施。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り 各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の 確保等に努める。



## 滋賀県における降雪時の避難経路の確保



- ▶ 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき 迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、 除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、 凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



# 岐阜県における降雪時の避難経路の確保

- 岐阜県及び揖斐川町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業(除雪、凍結防止等の対策)を実施。
- ▶ 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中部地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、 除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、 凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



#### 豪雪時における除雪体制



- ▶ 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所、岐草県においては中部地方整備局岐阜国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- ▶ 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路(金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線)
  について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

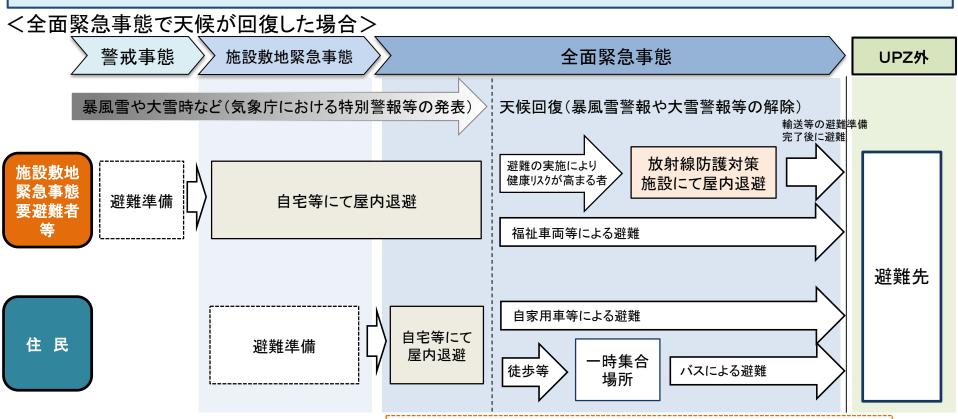
#### <福并県における情報連絡本部(例)> カメラ情報 除雪情報 その他情報 VICS情報 気象情報 (各関係機関) (道路管理者) (各関係機関) (各関係機関) (福井地方気象台) 各関係機関(福井県・福井県警・中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株) 福井河川国道事務所・福井地方気象台・自衛隊) 石川県●●連絡室 との連携・調整 福井県冬期道路情報連絡室 情報提供 ドライバー テレビ会議 (国道事務所に設置) HP. SNSなど 地域住民 滋賀県△△連絡室 との連携・調整 各関係機関(国交省・県・市町村・高速道路株式会社・警察等) ※市町村等について必要に応じ、オブザーバー参加も検討

現場作業

### 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置



- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者等及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設で屋内退避を実施。
- ▶ なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係県等は、 避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、 確認・調整等を行う。

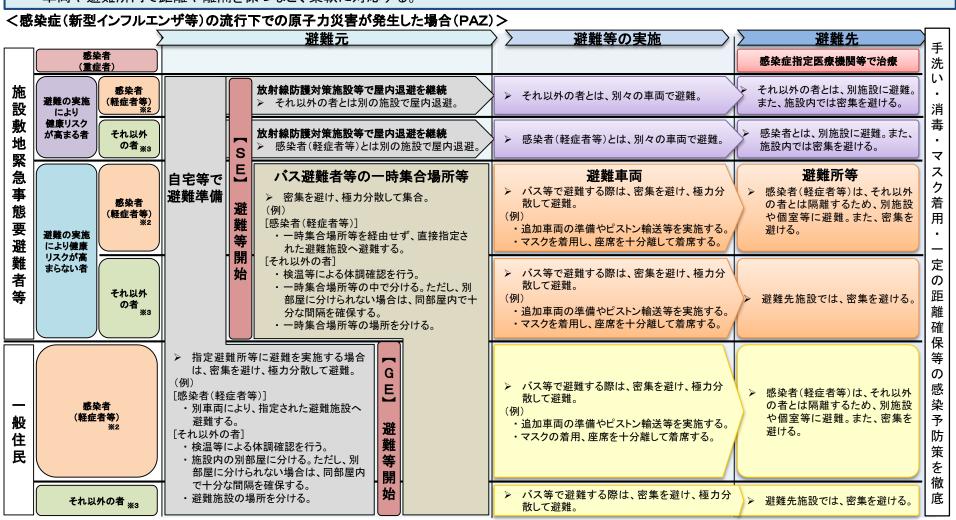


※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

#### 感染症※Iの流行下でのPAZ内の防護措置



- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や 屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。



- ※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
- ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。
- ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。